

地方公共団体が保有する
パーソナルデータに関する検討会報告書

平成 29 年 5 月

目次

I	はじめに.....	1
II	基本的な考え方.....	2
III	個人情報の定義の明確化.....	3
1	法改正の概要.....	3
2	個人情報保護条例の見直しの方向性.....	3
(1)	個人情報の定義.....	3
(2)	個人識別符号の定義.....	4
3	個人情報の定義の現状.....	4
(1)	他の情報との照合.....	4
(2)	死者に関する情報.....	7
IV	要配慮個人情報の取扱い.....	9
1	法改正の概要.....	9
2	センシティブ情報の取扱いの現状.....	9
3	個人情報保護条例の見直しの方向性.....	12
(1)	要配慮個人情報の定義.....	12
(2)	個人情報ファイル簿等への記載.....	13
(3)	要配慮個人情報の収集制限.....	14
V	非識別加工情報の仕組みの導入.....	15
1	法改正の概要.....	15
2	非識別加工情報の活用意向等に関する調査.....	16
(1)	調査概要.....	16
(2)	調査結果.....	17
3	個人情報保護条例の見直しの方向性.....	20
(1)	基本的な考え方.....	20
(2)	個人情報保護審議会等の役割等.....	21
(3)	個人情報ファイル簿の公表.....	25
(4)	非識別加工情報の作成対象情報.....	27
(5)	小規模団体に対する支援等.....	28
(6)	非識別加工情報の仕組みの円滑な導入.....	29

4	今後の課題など.....	30
VI	その他.....	32
1	罰則.....	32
2	オンライン結合制限.....	33
VII	おわりに.....	35

参考資料

参考資料 1	開催要綱.....	37
参考資料 2	構成員名簿.....	38
参考資料 3	報告書概要.....	39
参考資料 4	非識別加工情報の活用意向等に関する調査結果.....	40
参考資料 5	行政機関個人情報保護法等改正法関係資料.....	47
参考資料 6	個人情報保護法等改正法関係資料.....	51
参考資料 7	匿名加工情報関係資料.....	61

凡例

- ・ 個人情報保護法：「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 個人情報保護法等改正法：「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）
- ・ 改正個人情報保護法：個人情報保護法等改正法による改正後の個人情報保護法
- ・ 行政機関個人情報保護法：「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号）
- ・ 行政機関個人情報保護法等改正法：「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成 28 年法律第 51 号）
- ・ 改正行政機関個人情報保護法：行政機関個人情報保護法等改正法による改正後の行政機関個人情報保護法

I はじめに

個人情報保護法が制定されて以降、情報通信技術の飛躍的な進展により、ビッグデータの収集・分析が可能となり、こうした技術を活用することが新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待されている。そうした中で、個人の行動・状態等に関する情報に代表されるパーソナルデータの利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題になっている。

しかし同時に、パーソナルデータについては、制度上又は社会的に利活用が許容されるのか不明確な点が生じ、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者によるパーソナルデータの利活用の躊躇が生じていると指摘されている。

こうした状況を背景として、民間部門について、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、個人情報保護法等改正法が平成 27 年 9 月に公布された。

そして、これに続き、国の行政機関及び独立行政法人等（以下「国の行政機関等」という。）の保有する個人情報について、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、国の行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、個人の権利利益の保護に資するため、要配慮個人情報の定義を設けること等を内容とする行政機関個人情報保護法等改正法が平成 28 年 5 月に公布された。

さらに、平成 28 年 12 月には、インターネット等を通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与するため、「官民データ活用推進基本法」（平成 28 年法律第 103 号）が公布・施行された。

「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）等では、行政機関個人情報保護法の改正等を踏まえた個人情報保護条例の見直しの円滑な検討に資するよう、国は必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとされている。これを受け、本検討会は、法改正等を踏まえた条例改正に当たっての論点を抽出・整理するために平成 28 年 9 月に設置され、平成 29 年 3 月までの間計 5 回開催された。今般、検討会における議論を踏まえ、地方公共団体における円滑な条例改正の検討に資するよう、報告書を取りまとめるものである。

Ⅱ 基本的な考え方

個人情報保護法の制定前から地方公共団体が自主的に個人情報保護施策に取り組んできた経緯などを踏まえ、現在の個人情報保護法制において、地方公共団体の保有する個人情報については条例により規律することとされている。

具体的には、個人情報保護法第5条において、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施することが規定されている。また、同法第11条第1項では、地方公共団体が保有する個人情報について、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、従前、地方公共団体の保有する個人情報の保護について、同法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例の見直しに取り組む必要があるとされていたところである。

さらに、今回の個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正等を踏まえ、基本方針の一部変更が平成28年10月28日に閣議決定され、個人情報保護条例の見直しに当たっては、「特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる」とされた。

したがって、地方公共団体においては、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正等の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要である。

Ⅲ 個人情報の定義の明確化

1 法改正の概要

個人情報保護法における「個人情報」は、「特定の個人を識別することができるもの」として社会通念に基づき判断される。また、容易照合性の要件によって、個人情報該当性が事業者ごとに判断される。

こうした個人情報の定義について、事業者からは「個人情報の範囲についての法解釈の曖昧さ」を理由に、パーソナルデータの利活用を躊躇せざるを得ないとの指摘がされていた。

そこで、個人情報該当性の判断を容易かつ客観的にするため、個人情報保護法における個人情報の定義が改正され、政令で定める指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確化された。

また、個人情報の定義を明確化することは、個人情報を取り扱う国の行政機関及び個人情報の本人である国民にもメリットがあると考えられるため、行政機関個人情報保護法においても、個人情報保護法と同様に個人情報の定義が改正された。

2 個人情報保護条例の見直しの方向性

(1) 個人情報の定義

個人識別符号の導入に関して、検討会では、地方公共団体は個人情報の範囲を他の情報と十分に照合して判断しており、個人識別符号を導入したとしても、個人情報が拡大する範囲は極めて限定的であるとの指摘があった。

他方で、個人情報の範囲が変わらないとしても、法改正で個人識別符号が導入されたのに、なぜ個人情報保護条例では個人識別符号を導入しないのかという住民の声が考えられるとの指摘や、個人情報の範囲は必ずしも明確ではないので、個人識別符号概念の導入には意義があるとの指摘があった。

個人情報の定義を明確化することは地方公共団体及び住民にもメリットがあると考えられるため、個人情報保護条例においても、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。

(2) 個人識別符号の定義

個人識別符号として定めるべき符号は、それそのものから特定の個人を識別することができるものであり、保有者によって特定の個人を識別できるか否かの判断が異なることはないと考えられる。

このため、個人識別符号の定義について、行政機関個人情報保護法の規定は個人情報保護法と同じものとされた。また、行政機関個人情報保護法施行令及び施行規則の規定もそれぞれ個人情報保護法施行令及び施行規則と同じものとされた。

この点について、検討会では、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の個人識別符号以外に、地方公共団体が住民に対して付与している番号についても、条例で個人識別符号として定めることをどう考えるかとの指摘があった。

個人識別符号は、上記のとおり保有者によって特定の個人を識別できるか否かの判断が異なることはないと考えられるとともに、個人識別符号として定めなくても、特定の個人を識別することができる番号は個人情報に該当することになる。したがって、個人識別符号の定義については、個人情報保護条例においても、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることが適当である。

なお、検討会では、個人情報保護条例における個人識別符号の定義について、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法への追従性を確保するため、個人情報保護条例で法律や政令を引用して個人識別符号を定義することも考えられるのではないかとの指摘があった。

3 個人情報の定義の現状

個人情報保護条例における個人情報の定義に関し、現在、他の情報との照合及び死者に関する情報について、地方公共団体によって差異が見られるところである。これらの点について検討会において審議の上、次のとおり整理した。

(1) 他の情報との照合

個人情報の定義について、個人情報保護法では照合の容易性を要件としているが、行政機関個人情報保護法では、行政に対する国民の信頼確保の要請などから、国の行政機関における個人情報の取扱いについて、より厳格に規律するため、照合の容易性を要件としていない。

関係条文

○ 改正個人情報保護法（抄）

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2～10 （略）

○ 改正行政機関個人情報保護法（抄）

（定義）

第2条 （略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

3～11 （略）

このため、行政機関個人情報保護法における個人情報の範囲は、個人情報保護法と比較して、他の情報との容易ではない照合により特定の個人を識別することができるものだけ広い（図1参照）。

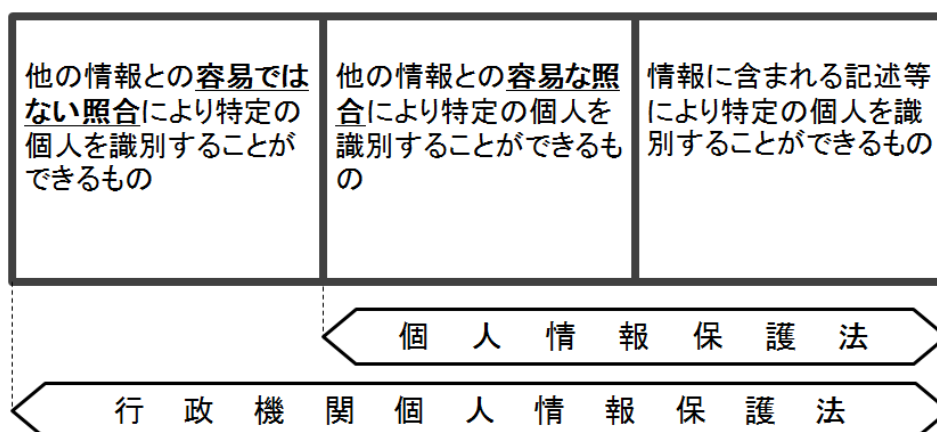


図1 個人情報の範囲

個人情報の定義について、他の情報との照合に関する都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の現状は次表のとおりであり、多くの地方公共団体では行政機関個人情報保護法と同様に照合の容易性を要件としていない。一方、照合の容易性を要件としている地方公共団体も一部存在している。

表1 他の情報との照合に係る個人情報の定義

	都道府県	市町村
他の情報との <u>照合</u> により特定の個人を識別することができるものを含む。 【行政機関個人情報保護法と同じ。】	43 団体 (91.5%)	1,452 団体 (83.4%)
他の情報との <u>容易な照合</u> により特定の個人を識別することができるものを含む。 【個人情報保護法と同じ。】	4 団体 (8.5%)	289 団体 (16.6%)
合計	47 団体	1,741 団体

※ 平成28年4月1日現在

地方公共団体についても、国の行政機関と同様に、行政に対する住民の信頼確保の要請などから、個人情報の取扱いについて事業者（個人情報保護法）より厳格に規律する必要があると考えられる。

したがって、個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法と同様に、照合の容易性を要件とはせず、個人情報に他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含むことが適当である。

(2) 死者に関する情報

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法では個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っている。これは、これらの法律が、個人情報の本人を対象として、本人の権利利益の侵害等が発生することを未然に防止することを目的とするものであり、死者に関する情報の保護によって、相続人や遺族等、第三者の権利利益を保護することまでを意図するものではないためである。

ただし、これらの法律においても、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合（例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合）には、当該生存する個人に関する情報として同法の対象となる。

なお、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日厚生労働省通知）では、「患者・利用者が死亡した後においても、医療・介護関係事業者が当該患者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする」と規定されている。この点については、改正個人情報保護法の施行時点から適用される「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省通知）にも同様の規定がある。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第12条では、個人番号が漏えいした場合には、これを使ったデータマッチングにより個人の権利利益に対する甚大な被害を招く危険があることなどから、生存する個人の個人番号だけでなく死者の個人番号も含めて、安全管理措置を講ずることとされている。

死者に関する情報について、地方公共団体の現状は次表のとおりである。個人情報の範囲に死者に関する情報を含むこととしている主な理由を都道府県及び指定都市に聞いたところ、①死者の名誉や人格的利益を守るため、②保有している情報が生存する個人のものであるか死者のものであるかを分別することが困難であるためといった理由が示された。

表2 死者に係る個人情報の定義

	都道府県	市町村
生存する個人に関する情報に限る。 【個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ。】	16 団体 (34.0%)	749 団体 (43.0%)
生存する個人に関する情報に限らない。(死者に関する情報を含む。)	31 団体 (66.0%)	992 団体 (57.0%)
合計	47 団体	1,741 団体

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在

この点について、検討会では、死者に係る個人情報を保護の対象外とすることで個人情報の範囲を狭めることは、住民感情として許されないと思われるので、保護の範囲を狭めないことが適当ではないかとの指摘があった。他方で、地方公共団体の場合、情報公開条例で個人情報が不開示情報とされており、個人情報保護と情報公開、どちらの権利利益を重視するかは地方公共団体で見解が分かれると思われる、また、小規模団体では、死者に関する情報は身近なものであり、死者の名誉や人格を気にするため、地方公共団体の判断に委ねるのがいいのではないかとの指摘もあった。

個人情報保護法第5条では、地方公共団体の責務として、その区域の特性に応じて必要な施策を実施することが規定されている。個人情報に死者に関する情報を含むことは、行政機関個人情報保護法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、死者に関する情報の取扱いについては、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断されるべきである。

IV 要配慮個人情報の取扱い

1 法改正の概要

諸外国の主な国々では、人種、思想・信条等に係る情報の収集の制限等、その性質ゆえ慎重な取扱いを求めるべき情報を定めるのが趨勢であり、また、我が国でも各省庁の策定するガイドラインや地方公共団体の条例で一定のセンシティブ情報の取扱いを定めることが一般的になりつつある。

そこで、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正により、本人の「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」が「要配慮個人情報」と定義された。

その上で、個人情報保護法の改正により、要配慮個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ないで取得することを原則禁止するとともに、オプトアウト（一定の手続をとることを条件にあらかじめ本人の同意を得ずに行う第三者提供）の対象から除外することとされた。

また、国の行政機関については、行政事務の遂行のために要配慮個人情報であっても取得しなければいけない場合があり、これまでも個人情報の保有の制限等、民間部門よりも厳格な規律を設けていた中で、いかなる規律を設ける必要があるかが検討された。この結果、行政機関個人情報保護法の改正により、国の行政機関において、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識し得るようになるため、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載することとされた。

2 センシティブ情報の取扱いの現状

現在、多くの地方公共団体においてセンシティブ情報の収集（記録を含む。以下同じ。）が制限されており、その現状は次表のとおりである。なお、センシティブ情報の収集制限とは、センシティブ情報の収集を原則として禁止し、法令に基づく場合又は個人情報保護審議会の意見を聴いた上で正当な事務の実施のために必要があると認める場合などに限り収集を認めることをいう。

表3 センシティブ情報の収集制限

	都道府県	市町村
センシティブ情報の収集を禁止	0 団体 (0%)	3 団体 (0.2%)
センシティブ情報の収集を制限	44 団体 (93.6%)	1,664 団体 (95.6%)
センシティブ情報の収集を制限していない。	3 団体 (6.4%)	74 団体 (4.3%)
合計	47 団体	1,741 団体

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在

地方公共団体が収集制限（禁止を含む。以下同じ。）をしているセンシティブ情報と、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の要配慮個人情報の関係は次表のとおりであり、後者の要配慮個人情報には前者のセンシティブ情報に含まれていないものがある。

表4 地方公共団体が収集制限をしているセンシティブ情報

個人情報保護法等における 要配慮個人情報の内容	地方公共団体における 収集制限の対象に該当するか		
	該当	要判断	非該当
①人種	1,218 団体 (71.2%)	424 団体 (24.8%)	69 団体 (4.0%)
②信条	1,665 団体 (97.3%)	37 団体 (2.2%)	9 団体 (0.5%)
③社会的身分	1,112 団体 (65.0%)	540 団体 (31.6%)	59 団体 (3.4%)
④病歴	972 団体 (56.8%)	634 団体 (37.1%)	105 団体 (6.1%)
⑤犯罪の経歴	1,316 団体 (76.9%)	357 団体 (20.9%)	38 団体 (2.2%)
⑥犯罪により害を被った事実	858 団体 (50.1%)	775 団体 (45.3%)	78 団体 (4.6%)

※ 平成28年4月1日現在

※ 「該当」、「要判断」、「非該当」の内容は以下のとおりである。

「該当」：①～⑥の情報が、地方公共団体が収集制限をしているセンシティブ情報に該当する場合

「要判断」：①～⑥の情報が、地方公共団体が収集制限をしているセンシティブ情報に該当するかどうかの判断を要する場合

「非該当」：①～⑥の情報は、地方公共団体が収集制限をしているセンシティブ情報に該当しない場合

※ 括弧内の割合は、センシティブ情報の収集制限をしている地方公共団体（1,711団体）に占める割合を記載している。

また、現在、多くの地方公共団体において個人情報の記録項目等を記載した個人情報ファイル簿等（個人情報取扱事務登録簿を含む。以下同じ。）が公表（閲覧に供することを含む。以下同じ。）されており、その現状は次表のとおりである。約5割の地方公共団体では、公表している個人情報ファイル簿等に、収集制限を行っているセンシティブ情報の有無を記載している。

表5 個人情報ファイル簿等の公表

	都道府県	市町村
個人情報ファイル簿等の公表	47 団体 (100%)	1,596 団体 (91.7%)
うち収集制限を行っているセンシティブ情報の有無を記載	42 団体 (89.4%)	867 団体 (49.8%)
個人情報ファイル簿等の作成のみ	0 団体 (0%)	54 団体 (3.1%)
未作成	0 団体 (0%)	91 団体 (5.2%)
合計	47 団体	1,741 団体

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在

3 個人情報保護条例の見直しの方向性

(1) 要配慮個人情報の定義

地方公共団体が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないため、個人情報保護条例においても、要配慮個人情報の定義を設けることが適当である。

検討会では、地方公共団体がセンシティブ情報を要配慮個人情報として取り扱うことを明確にするため、センシティブ情報の収集制限に係るこれまでの規定だけではなく、要配慮個人情報の定義を設けることが必要であることが指摘された。また、要配慮個人情報の定義を設けるからには、要配慮個人情報についてその有無を個人情報ファイル簿等に記載するなど収集制限以外の取扱いの配慮を検討する必要があるとの指摘もあった。

要配慮個人情報の定義の内容については、行政機関個人情報保護法の規定は個人情報保護法と同じものとされた。また、行政機関個人情報保護法施行令及び施行規則の規定もそれぞれ個人情報保護法施行令及び施行規則と同じものとされた。

この点に関して、検討会では、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の要配慮個人情報の中には、犯罪により害を被った事実など、地方公共団体によっては収集制限をしているセンシティブ情報に含めていない情報があり、個人情報保護条例で要配慮個人情報を定義する際にはセンシティブ情報以外の情報の追加を検討することが必要ではないかとの指摘があった。

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正により要配慮個人情報と規定された情報について、その取扱いに特に配慮を要することは、地方公共団体が保有する個人情報についても異なることはないと考えられる。

したがって、個人情報保護条例における要配慮個人情報の定義には、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。

(2) 個人情報ファイル簿等への記載

地方公共団体が保有する個人情報に関しても、要配慮個人情報の取扱いについて一層の透明性の向上を図る重要性は変わらないため、地方公共団体においても、個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

なお、表5のとおり、現在、多くの個人情報保護条例において、個人情報の記録項目等を記載した個人情報ファイル簿等を公表することが規定されている。一方、個人情報ファイル簿等を作成していない、又は作成しているが公表していない地方公共団体もある。

行政機関個人情報保護法において、個人情報ファイル簿を作成し、公表する趣旨は、国の行政機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするためとされている。

個人情報ファイル簿を公表する行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報ファイル簿等を作成していない地方公共団体では、個人情報の保有状況を明らかにするため、これを作成し、公表することが適当である。また、個人情報ファイル簿等を作成しているが公表していない地方公共団体では、これを公表することが適当である。

この点に関連し、検討会において、現在、個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表している地方公共団体は個人情報ファイル簿を作成する必要があるのかとの指摘があった。一般的に、個人情報ファイル単位の個人情報ファイル簿は記録項目が個人情報取扱事務登録簿に比べ詳細である一方、事務単位の個人情報取扱事務登録簿は行政文書に散在的に記録されている個人情報も対象としており網羅的であるとされている。このため、既に個人情報取扱事務登録簿を公表している地方公共団体においては、個人情報の保有状況を明らかにする観点からは、新たに個人情報ファイル簿を作成することまでは求められないと考えられる（なお、非識別加工情報の仕組みの導入に伴う個人情報ファイル簿の公表についてはV 3 (3)を参照）。

(3) 要配慮個人情報の収集制限

表3のとおり、現在、多くの個人情報保護条例においてセンシティブ情報の収集が制限されているが、行政機関個人情報保護法では、今回の改正により要配慮個人情報に限った収集制限は設けられていない。これは、行政機関個人情報保護法では、従来、センシティブ情報を含む個人情報の取得に当たって、個人情報の保有制限、個人情報ファイル簿の公表等の厳格な規律が設けられているなどの考え方によるものである。

個人情報保護法第5条では、地方公共団体の責務として、その区域の特性に応じて必要な施策を実施することが規定されているところ、要配慮個人情報の収集制限を行うことは、行政機関個人情報保護法における個人情報の保護の範囲を超えるものである。

このため、要配慮個人情報の収集制限については、収集制限を行う情報の範囲（現在、収集制限を行っているセンシティブ情報にとどめるなど）を含めて、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断されるべきである。

V 非識別加工情報の仕組みの導入

1 法改正の概要

ビッグデータの収集・分析については、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するなど、これからの我が国発のイノベーション創出に寄与することが期待されている。

特に個人の行動・状態等に関するパーソナルデータは利用価値が高いとされており、これまでと同様に個人の権利利益の侵害を未然に防止し個人情報及びプライバシーの保護を図りつつ、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行うことが求められている。

そこで、個人情報保護法の改正により、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたもの」が「匿名加工情報」と定義され、その作成等に当たって加工基準に従うことや、個人の識別のための照合行為の禁止等、匿名加工情報の取扱いに関する規律が整備された。

また、官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくことにより、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため、行政機関個人情報保護法が改正され、国の行政機関が保有する個人情報についても、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じない範囲で、非識別加工情報を事業者提供する仕組みが導入された。

さらに、行政機関個人情報保護法等改正法附則第4条第1項により、事業者、国の行政機関、地方公共団体等が保有する個人情報が一体的に利用されることが公共の利益の増進等に特に資すると考えられる分野については、個人情報の一体的な利用の促進のための措置を講ずることとされた。これを受け、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」（平成29年法律第28号）が公布され、情報を保有する主体の相違にかかわらず、病歴を含む医療情報について収集し匿名加工を行い、利活用を促進するための法整備が行われたところである。

なお、検討会では、法改正により匿名加工情報・非識別加工情報の仕組みが導入されたことにより、従前、統計情報として利活用されていた情報についても、匿名加工情報の取扱いに関する規律がかかるのではないかなど等の考えから、統計情報の利活用が萎縮しないよう、統計情報と匿名加工情報・非識別加工情報との違いを明確にする必要があるとの指摘があった。

この点について、統計情報（複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報）は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」であるとはいえ、匿名加工情報や非識別加工情報に該当し得るものではないとされている。

2 非識別加工情報の活用意向等に関する調査

検討会では、非識別加工情報の仕組みの導入について、個人情報保護条例の見直しの方向性を議論する際には、非識別加工情報の具体的な活用例を基に検討を進めた方がいいのではないかと指摘や、事業者のニーズが必ずしも明らかではなく、地方公共団体としては条例改正の必要性を説明するためにも、どのようなデータに事業者のニーズがあるのかを知りたいとの指摘があった。

このため、非識別加工情報の仕組みの導入について、個人情報保護条例の見直しの方向性を検討するため、また、地方公共団体の条例改正の円滑な検討に資するよう、地方公共団体の保有する個人情報について、非識別加工情報の活用意向、具体的な活用例等を企業に調査することにした。（詳細は参考資料4を参照のこと。）

(1) 調査概要

調査は地方公共団体調査と企業調査の2段階で実施した。地方公共団体調査では、県・市それぞれ1団体（調査対象団体）の協力を得て、調査対象団体で国の行政機関と同様の非識別加工情報の仕組みを導入するとした場合を仮定して、調査対象団体の保有する個人情報ファイルのうち、非識別加工の対象になると想定されるもの（以下「対象ファイル」という。）を選定した。

非識別加工の対象ファイルの選定（地方公共団体調査）

- ・ 調査対象：県・市それぞれ1団体（※団体名は非公表の前提）
- ・ 調査内容：調査対象団体の保有する個人情報ファイルのうち、非識別加工の対象になると想定される対象ファイルを整理
- ・ 主な作業
 - 同種の地方事務所等については1か所を選定
 - 類似する個人情報ファイルがある場合、主たるものを選定
 - 開示請求の場合に、部分開示もできない個人情報ファイルを除外
 - ※ 個人情報ファイルの全ての本人・記録項目が（表形式で）記録されている公文書が存在し、情報公開条例に基づき当該公文書の開示請求があった場合を想定
 - マニュアル処理のみの個人情報ファイルを除外
 - 1,000人未満の個人情報ファイルを除外
- ・ 選定された対象ファイル：82ファイル（県51ファイル、市31ファイル）

次に、企業調査では、一般社団法人日本経済団体連合会の協力を得て、地方公共団体調査で整理した対象ファイルの詳細（利用目的、記録項目、記録範囲など）を示して、非識別加工情報としての活用意向及び具体的な活用例を調査した。

非識別加工情報の活用意向等の調査（企業調査）

- ・ 調査対象：日本経済団体連合会 情報通信委員会 234企業・団体
- ・ 調査期間：平成29年1月6日～27日
- ・ 調査内容：対象ファイルの詳細（記録項目など）を示して、非識別加工情報としての活用意向及び具体的な活用例を調査
- ・ 回答企業数：22社（情報通信業9社、製造業6社など）

(2) 調査結果

a. 非識別加工情報の活用意向

非識別加工情報の活用意向に関しては、各企業に82の対象ファイルの詳細（利用目的、記録項目、記録範囲など）を示し、各企業がファイルごとに「活用したい」又は「活用を検討したい」を選択等する方法により調査を実施した。

調査の結果、回答企業の非識別加工情報の活用意向については、次表のとおり「活用したい」及び「活用を検討したい」のファイル数が20以上の企業が5社、1以上19以下の企業が8社となっており、回答企業の約6割が非識別加工情報の活用意向を持っている。

表6 回答企業の活用意向

「活用したい」＋「活用を検討したい」 ファイル数	企業数
20～	5
1～19	8
0	9
計	22

分野ごとの活用意向については、次表のとおり福祉・保健分野の「活用したい」及び「活用を検討したい」の回答数が98、建設・都市整備分野の回答数が79となっており、両分野の活用意向が強い。また、ファイル数が10未満の分野では、教育分野と税分野の回答が多い。

表7 分野ごとの活用意向

分野	活用したい	活用を 検討したい	計	【参考】 ファイル数
税	8	10	18	4
福祉・保健	45	53	98	29
建設・都市整備	26	53	79	19
環境	3	13	16	5
消防	2	28	30	15
教育	10	13	23	6
その他	4	6	10	4
計	98	176	274	82

b. 非識別加工情報の具体的な活用例

非識別加工情報の活用例に関しては、対象ファイルについて現時点で想定される具体的な活用例を各企業が最大3例まで記載するとともに、公表できない場合には「公表不可」を選択する方法により調査を実施した。

調査の結果、非識別加工情報の活用例として43件の回答があった。分野ごとの回答件数については、次表のとおり福祉・保健分野が20件、教育分野が8件となっており、両分野の非識別加工情報の活用例が多い。

表8 分野ごとの活用例

分野	回答件数	【参考】 ファイル数
税	2	4
福祉・保健	20	29
建設・都市整備	5	19
環境	0	5
消防	2	15
教育	8	6
その他	6	4
計	43	82

また、活用例の回答43件のうち、公表不可との回答が37件となった。公表が可能とされた6件の非識別加工情報の活用例は次表のとおりである。

表9 非識別加工情報の活用例

ファイル名	具体的な活用例
特別養護老人ホームの入所希望者名簿（県）	地域における介護サービスへのニーズ分析
介護保険指定事業者等管理システム（県）	地域における介護事業者の現状分析
国保給付データベース（市）	性別・年齢別給付実績を新たな生命保険商品の研究・開発に活用
災害要援護者ファイル（市）	災害要援護者の地理空間的な可視化による防災計画や災害支援へ活用
介護保険システム（市）	地域における介護保険の現状分析
介護保険システム（市）	調剤薬局が立地する地域住民のデータを把握することで、効率的な設備投資や専門人材の配置が可能

3 個人情報保護条例の見直しの方向性

(1) 基本的な考え方

国の行政機関の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用は、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな生活の実現に資するものであるとされており、これは地方公共団体の保有する個人情報についても同様であると考えられる。

この点に関して、日本経済団体連合会からは、国や地方公共団体が持つデータは信頼性が高く質もよいため、パーソナルデータについても、適切に活用することで新しい事業の創出や社会的課題の解決につながることを指摘された。他方で、同じデータをある地方公共団体からは提供されたが、別の地方公共団体からは対応できないといった状況となった場合、民間としては使いにくい仕組みになってしまうとの指摘もあった。

また、上記2の非識別加工情報の活用意向等に関する調査においても、地方公共団体の保有する個人情報について、非識別加工情報としての事業者の活用意向及び具体的な活用例が示されている。

さらに、平成 28 年 12 月に公布・施行された官民データ活用推進基本法において、官民データ活用の推進に関し、地方公共団体の責務（第 5 条）、地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定（第 9 条）、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等（第 19 条）が規定されたところである。

こうした点を踏まえ、官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくため、個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である。

また、非識別加工情報の仕組みを導入する目的が官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくことであることに鑑み、民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報・非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが望ましい。

なお、非識別加工情報を事業者に提供する今回の仕組みは、個人情報の利活用を図るものであることから、既に制定されている個人情報保護条例の改正で対応するほか、新たな条例を制定することも考えられる。

以下では、地方公共団体において、国の行政機関と同様の非識別加工情報の仕組みを導入する場合に生じる地方公共団体固有の論点について検討する。

(2) 個人情報保護審議会等の役割等

個人情報保護に関する審議会等の附属機関（以下「個人情報保護審議会等」という。）の設置について、平成 26 年 4 月 1 日現在の地方公共団体の状況は次表のとおりである。また、平成 28 年 4 月 1 日からは行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が施行され、個人情報保護条例に基づく開示決定等に係る審査請求について、個人情報保護審議会等の議を経て裁決する場合等を除き、地方公共団体の附属機関に諮問しなければならないこととされた（第 43 条）。

表 10 個人情報保護審議会等の設置

	都道府県	市町村
個人情報保護審議会等を設置している。	47 団体 (100%)	1,702 団体 (97.7%)
個人情報保護審議会等を設置していない。	0 団体 (0%)	40 団体 (2.3%)
合計	47 団体	1,742 団体

※ 平成 26 年 4 月 1 日現在

a. 非識別加工情報の作成等に関する規律

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法における非識別加工情報の作成等に関する規律は次表のとおりであり、匿名加工情報及び非識別加工情報のいずれについても、個人情報保護委員会規則で加工及び安全確保措置の基準を定めること等とされている。

表 11 非識別加工情報の作成等に関する規律

	匿名加工情報 (改正個人情報保護法)	非識別加工情報 (改正行政機関個人情報保護法)
加工 基準	<u>委員会規則で定める基準</u> に従って加工 (第 36 条第 1 項)	<u>委員会規則で定める基準</u> に従って加工 (第 44 条の 10)
安全 管理 措置	加工の方法等に関する情報の漏えい防止のため、 <u>委員会規則で定める基準</u> に従って安全管理措置を実施 (第 36 条第 2 項) 匿名加工情報の安全管理措置等を実施 (努力義務) (第 36 条第 6 項)	非識別加工情報、加工の方法等に関する情報の漏えい防止のため、 <u>委員会規則で定める基準</u> に従って安全確保措置を実施 (第 44 条の 15)
公表	作成時に、委員会規則で定めるところにより、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表 (第 36 条第 3 項) 第三者提供時に、委員会規則で定めるところにより、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目等を公表するとともに、提供先に匿名加工情報である旨を明示 (第 36 条第 4 項)	非識別加工情報に関する事項を個人情報ファイル簿に記載し (第 44 条の 3、第 44 条の 11)、当該個人情報ファイル簿を公表 (第 11 条第 1 項)
識別	識別行為の禁止 (第 36 条第 5 項)	行政機関に対する識別行為の禁止規定はない。(※)

※ 非識別加工情報の提供を受けた民間事業者は、個人情報保護法における匿名加工情報取扱事業者に対する規律 (識別行為の禁止等) の対象となる。

地方公共団体における非識別加工情報の作成等に関する規律についても、適切な加工及び安全確保措置を施す重要性に鑑み、地方公共団体が加工及び安全確保措置の基準を策定するときに、個人情報保護審議会等に諮問し、意見を聴くことが適当である。

なお、匿名加工情報の加工の基準について、個人情報保護委員会事務局レポート：匿名加工情報「パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」（2017年2月個人情報保護委員会事務局）では、①代表的な加工手法として一般化やトップ（ボトム）コーディング等が例示されているところ、そのひとつとして、レコード一部抽出、いわゆるサンプリング（母集団の対象となる個人情報データベース等から、一部のレコードを無作為に抽出すること）が示されるとともに、②住所の加工例として県単位や市町村単位へ置き換えること等が示されている。

これらの点について、検討会では、民間部門、国及び地方公共団体で非識別加工情報の加工の基準を同等の内容としつつも、①地方公共団体ではその地域について網羅的に収集している個人情報が多いため、そのような個人情報についてより安全に加工するためには、サンプリングを行うことを基本とすべきではないか、②市町村では個人情報の住所は同一市町村である場合が多く、事業者の活用方法、個人情報ファイルの性質等を勘案して、住所の加工方法を（県単位や市町村単位へ置き換えることに限らず）判断するなど、地方公共団体の保有する個人情報の特質を考慮する必要があるのではないかと指摘があった。

b. 非識別加工情報の取扱いに関する調査等

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法における非識別加工情報等に係る個人情報保護委員会の関与は次表のとおりであり、匿名加工情報及び非識別加工情報のいずれについても、個人情報保護委員会がその取扱いに対する監視・監督を行うこととされている。

表 12 非識別加工情報等に係る個人情報保護委員会の関与

匿名加工情報 (改正個人情報保護法)	非識別加工情報 (改正行政機関個人情報保護法)
報告の要求、資料の提出の要求及び立入検査（第40条）	報告の要求（第51条の4）、資料の提出の要求及び実地調査（第51条の5）
指導及び助言（第41条）	指導及び助言（第51条の6）
勧告及び命令（第42条）	勧告（第51条の7）

地方公共団体においても、適切な加工及び安全確保措置を確保し、パーソナルデータの利活用を進めながらも個人の権利利益を保護するため、個人情報保護審議会等は地方公共団体における非識別加工情報の取扱いについて調査し、又は実施機関の諮問に応じ審議し、実施機関に対し意見を述べるができることが適当である。

c. 個人情報保護審議会等の役割等

個人情報保護審議会等が加工及び安全確保措置の基準を審議する、及び非識別加工情報の取扱いを調査等することについて、現行の個人情報保護条例でも、個人情報保護審議会等の役割に含まれると解することができる場合を除き、これらの役割を個人情報保護審議会等に付与すること等が必要となる。

また、加工、安全確保措置等、非識別加工情報の取扱いには専門的知識が求められるため、個人情報保護審議会等にこうした専門的知識を有する構成員を追加すること、非識別加工情報に関する技術的な検討を行うための部会を個人情報保護審議会等に設けることなどを検討すべきである。

なお、現在においても、個人情報保護審議会等に特定個人情報保護評価書の点検等を行うための部会を設置し、専門的な内容について詳細に審議する体制を整備している地方公共団体が複数ある。

d. 提案審査時における有識者からの意見聴取

地方公共団体における非識別加工情報の仕組みでは、上記の個人情報保護審議会等による調査等に加えて、加工の専門性及び適切な加工を施す重要性に鑑み、地方公共団体は提案の審査に当たって有識者の意見を聴取することが望ましい。

(3) 個人情報ファイル簿の公表

国の行政機関における非識別加工情報の仕組みでは、非識別加工情報に関する事項を個人情報ファイル簿に記載し、当該個人情報ファイル簿を「電子政府の総合窓口」(e-Gov) で公表することとされている。

これにより、個人情報の本人は、個人情報ファイルが非識別加工情報の提案対象であること等を知ることができる。また、事業者は非識別加工情報を用いる事業の提案に当たって、非識別加工情報の作成に用いられるデータベース化された情報である個人情報ファイルの記録項目等を認識し、提案のための準備作業等を行うことが可能である。

一方、個人情報ファイル簿等の公表について、地方公共団体の現状は次表のとおりであり、個人情報ファイル簿ではなく個人情報取扱事務登録簿を公表している地方公共団体が多数あり、閲覧に供するなど、ホームページへの掲載以外の方法により公表している地方公共団体も多数ある。

表 13 個人情報ファイル簿等の公表

	都道府県	市町村
個人情報ファイル簿等の公表	47 団体 (100%)	1,596 団体 (91.7%)
うち個人情報ファイル簿	2 団体 (4.3%)	464 団体 (26.7%)
うち個人情報取扱事務登録簿等	45 団体 (95.7%)	1,258 団体 (72.3%)
うちホームページへの掲載	14 団体 (29.8%)	100 団体 (5.7%)
うち閲覧に供するなど、ホームページへの掲載以外の方法により公表	33 団体 (70.2%)	1,499 団体 (86.1%)
個人情報ファイル簿等の作成のみ	0 団体 (0%)	54 団体 (3.1%)
未作成	0 団体 (0%)	91 団体 (5.2%)
合計	47 団体	1,741 団体

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在

検討会では、地方公共団体における個人情報ファイル簿等の整備状況を踏まえ、非識別加工情報の仕組みで、個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務登録簿のうち、何を用いるのが望ましいかとの指摘があった。

この点について、個人情報ファイル簿はファイルを単位としており、個人情報取扱事務登録簿は事務を単位としており、今回の非識別加工情報の作成に用いるものはデータベース化された情報である個人情報ファイルであるため、事業者が非識別加工情報の提案を円滑に行う観点からは、個人情報ファイル簿がホームページに掲載されていることが重要であると考えられる。

このため、地方公共団体においても、個人情報の本人が非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルを知り、事業者が円滑に提案のための準備作業を行うことができるよう、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルに関して、個人情報ファイル簿を作成の上、ホームページに掲載することが適当である。

なお、個人情報の保有状況を明らかにするため、既に個人情報取扱事務登録簿を作成・公表している地方公共団体において、非識別加工情報の仕組みのために個人情報ファイル簿を新たに作成・公表する場合には、両者を作成・公表する負担を考慮し、個人情報取扱事務登録簿に代えて、個人情報ファイル簿のみを作成・公表することとするとも考えられる。一方で、個人情報取扱事務登録簿を個人情報の保有状況を明らかにするために引き続き作成・公表し、個人情報ファイル簿は非識別加工情報の対象となるものに限定して作成・公表することも考えられる。

行政機関個人情報保護法では、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工基準に従い非識別加工情報を作成することができる個人情報ファイルが非識別加工情報の対象とされており（改正行政機関個人情報保護法第2条第9項第3号）、例えば、電子計算機処理されていない、いわゆるマニュアル・ファイルのように加工できる状態にするために多大な作業が必要となるものは、非識別加工情報の提案募集の対象外とされている。

(4) 非識別加工情報の作成対象情報

行政機関個人情報保護法では、保有個人情報のうち「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報（同条第1号（個人に関する情報）を除く。）を非識別加工情報の作成対象から除外している（改正行政機関個人情報保護法第2条第9項）。

これは、国の安全が害されるおそれのある情報等の非識別加工情報として提供できない情報の範囲は情報公開法の不開示情報の範囲と基本的に一致しているためである。地方公共団体における非識別加工情報の仕組みについても、情報公開条例の不開示情報（個人に関する情報を除く。）を非識別加工情報の作成対象から除外することが基本になる。

ただし、検討会では、地方公共団体によっては情報公開条例で特定個人情報を不開示情報と規定するなど、情報公開法と情報公開条例で不開示情報の範囲が異なる場合があるとの指摘があった。

こうした場合には、個人情報保護条例において、非識別加工情報の作成対象情報の範囲が狭くならないよう、情報公開条例の不開示情報の中に、非識別加工情報の作成対象とすべきものがないか、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら適切に判断されるべきである。

(5) 小規模団体に対する支援等

a. 小規模団体に対する技術的な支援

非識別加工情報の仕組みでは、事業者から提案される加工方法の審査、加工の作業、加工後のデータ検証などについて、専門的知識が必要になるため、小規模団体が単独で非識別加工情報の仕組みを運用していくことが難しい状況も想定される。

したがって、総務省・個人情報保護委員会は、非識別加工情報に関して情報提供を行う、地方公共団体からの相談に対応するなど、積極的に技術的な支援を行うことが必要である。

なお、行政機関個人情報保護法等では、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルが非識別加工情報の作成対象とされるとともに、提案審査の基準として非識別加工情報の本人の数は1,000人以上であることが定められており、地方公共団体においてもこの取扱いが基本になると考えられる。この点について、検討会では、地方公共団体によって住民の数は様々であり、本人の数が少ない個人情報ファイルの中に利活用の価値が高いものもあると考えられるため、将来的には1,000人という基準を柔軟に考えてもいいのではないかと指摘もあった。

b. 個人情報保護審議会等の共同設置等

地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの運用には、上記(2)のとおり個人情報保護審議会等による調査等が必要となるが、小規模団体が単独で十分な専門的知識を有する構成員を確保することが難しい状況も想定される。

この点については、個人情報保護審議会、行政不服審査会等について既に実績がある広域連合、一部事務組合、機関の共同設置、事務の委託などが解決策になり得ると考えられる。また、検討会では、それぞれの地方公共団体の条例で別々に個人情報保護審議会等を設置しているが、委員と事務局は同一の体制で運営されているといった事実上の共同設置の事例もあり、非識別加工情報の仕組みについても、こうした事実上の共同設置があり得るのではないかと指摘があった。

表 14 共同処理の状況

	広域連合	一部事務 組合	機関等の 共同設置	事務の委託
情報公開・個人情報保護	4 件 22 団体	3 件 6 団体	3 件 22 団体	7 件 7 団体
行政不服審査法上の附 属機関	5 件 39 団体	7 件 67 団体	12 件 113 団体	287 件 287 団体

※ 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成 28 年 7 月 1 日現在）

※ 特別地方公共団体の共同処理を含む。

(6) 非識別加工情報の仕組みの円滑な導入

「行政機関個人情報保護法・独法等個人情報保護法の改正に向けた考え方」（平成 28 年 3 月 7 日行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会）では、国の行政機関等が匿名加工情報の仕組みを導入するに際して、「匿名加工情報の制度的な導入は世界でもまれであり、まずは「スモールスタート」とすることが適当である」との考え方が示されている。

地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入についても、地方公共団体の規模は様々であること、非識別加工情報の仕組みでは専門的知識が必要になることなどを踏まえると、まずは準備の整った地方公共団体、個人情報ファイルから非識別加工情報の仕組みを導入していくことが適当である。

特に都道府県、政令指定都市などでは、非識別加工情報の本人の数が他の地方公共団体と比較して相対的に多く、ビッグデータとして効果的に活用することが期待されること、現にオープンデータの取組を積極的に進めていること等を踏まえ、積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みを牽引していくことで、地方公共団体全体として非識別加工情報の仕組みの円滑な導入が期待される。

この点について、検討会では、非識別加工情報の利活用という観点からは、広域連携による非識別加工情報の提供などの創意工夫も視野に入れて、非識別加工情報の仕組みづくりをしていくことが期待されているとの指摘もあった。

なお、表 13 のとおり、既に個人情報ファイル簿を公表している地方公共団体は都道府県で 1 割未満、市町村で約 3 割であり、検討会では、個人情報ファイル簿の作成に時間を要するという地方公共団体の意見もあった。

このため、個人情報ファイル簿の作成を待つことにより非識別加工情報の仕組みの導入が遅れる場合には、当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することも考えられる。

また、行政機関個人情報保護法では、提案募集前に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うこととされているが、検討会では、現行の情報公開制度における開示可否を慎重に検討しているなどの理由から、非識別加工情報の対象かどうかの判断に時間を要するという地方公共団体の意見もあった。

このため、当該判断を待つことにより非識別加工情報の仕組みの導入が遅れる場合には、当面、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

4 今後の課題など

事業者が複数の地方公共団体の非識別加工情報をまとめて活用しやすい環境を整備するため、将来的には、国の行政機関や地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの運用状況なども踏まえて、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられる。この点に関し、検討会では、地方公共団体が加工の判断に躊躇し、非識別加工情報の活用に萎縮が生じることのないよう、また数少ない専門家のリソースを十分に活かせるよう、非識別加工情報の作成を受託する機関の必要性も指摘された。

また、検討会では、非識別加工情報の仕組みの導入は、個人情報の保護ではなく活用という新たな目的で行われるものであり、地方公共団体としては必要な作業量に見合ったメリット等があるのかを確認する必要があるとの指摘や、住民に短期的なメリットを示せない場合もあるかもしれないが、長期的な視点から公共の福祉に寄与するといった説明をすることが重要ではないかとの指摘があった。

事業者にとっての非識別加工情報の利用しやすさという観点からは、非識別加工情報のデータ形式（CSVなど）について事業者の要望にどこまで対応するのか、非識別加工情報のライセンスについてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスとの互換性をどうするのかも考えていく必要があるとの指摘があった。これらの点について、国の行政機関における非識別加工情報の仕組みでは、各行政機関と事業者との間における利用契約の中で整理することが想定されている。

さらに、検討会では、官民データ活用の観点から非識別加工情報の仕組みは重要であるが、これとは別に、地方公共団体が事業者にオープンデータや統計情報を提供すること、学術研究のために医療情報などを提供すること、そして地方公共団体が自らの政策立案のためにデータを十分利用することもまた重要であることが指摘された。

VI その他

1 罰則

行政機関個人情報保護法では、今回の改正前より、国の行政機関における個人情報の取扱いに対する国民の信頼を確保するため、以下の罰則を設けている。

- ・行政機関の職員、受託者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。（行政機関個人情報保護法第53条）
- ・第53条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（同法第54条）
- ・行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（同法第55条）

また、今回の改正で非識別加工情報の仕組みが導入されたことに伴い、不正な目的で非識別加工情報が利用・提供された場合、個人情報の取扱いに対する国民の信頼を損なうおそれがあることから、同法第53条及び第54条の主体に非識別加工情報等の取扱いの受託者等が追加された。

個人情報の不正な提供等に関する罰則について、個人情報保護条例の現状は次表のとおりであり、約3割の市町村では罰則が設けられていない。

表 15 罰則

	都道府県	市町村
罰則を規定している。	47 団体 (100%)	1,289 団体 (74.0%)
罰則を規定していない。	0 団体 (0%)	452 団体 (26.0%)
合計	47 団体	1,741 団体

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在

「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成 15 年 6 月 16 日付け総行情第 91 号）でも、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましい旨を通知してきたところであり、これらの市町村では、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例に個人情報の不正な提供等に関する罰則を速やかに設けることが望ましい。

2 オンライン結合制限

検討会では、個人情報保護条例におけるオンライン結合（通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。）の制限についても、全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービス、情報システムの強靱化のためのデータバックアップ等に関係するため、検討の必要があるとの指摘があった。

オンライン結合による個人情報の提供について、地方公共団体の現状は次表のとおりである。「地方公共団体における個人情報保護対策について」において、「個人情報保護条例において一律にオンライン結合を禁止している場合には、早急な規定の見直しが必要である」と通知してきたところであり、現在、オンライン結合を一律に禁止している地方公共団体はない。

表 16 オンライン結合制限

	都道府県	市町村
オンライン結合を制限	43 団体 (91.5%)	1,585 団体 (91.0%)
オンライン結合を制限していない。	4 団体 (8.5%)	156 団体 (9.0%)
合計	47 団体	1,741 団体

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在

多くの地方公共団体ではオンライン結合が制限されているが、個人情報保護審議会等の意見を聴いた上で、公益上の必要があると認める場合などには、個人情報保護条例に基づきオンライン結合が認められている。

一方、行政機関個人情報保護法では、オンライン結合を禁止していない。これは、行政機関個人情報保護法において、個人情報の利用目的以外での利用・提供を原則禁止していること、ITを活用した個人情報の利用の拡大は、行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは実態に則しないし、合理性を欠くとの考えに基づくものである。

地方公共団体においても、ITの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られており、オンライン結合制限については、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断されるべきである。

Ⅶ おわりに

本検討会は平成 28 年 9 月から開催され、法改正を踏まえた個人情報保護条例の見直しについて、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入を中心に検討を行ってきた。

今後、地方公共団体は、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正等の趣旨を踏まえ、個人情報の効果的な活用を含め、その適正な取扱いを確保するため、本報告書も参考に、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが求められる。また、地方独立行政法人の個人情報保護についても、同法人の性格及び業務内容に応じ、各設立団体の個人情報保護条例において適切な対応が求められる。

なお、現時点で、既に 12 の都道府県において、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱いを中心として個人情報保護条例を改正する動きがある。一方で、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正等を踏まえた個人情報保護条例の見直しには各団体での手続が必要となり、条例改正に時間がかかるのではないかと懸念も示されているところである。

個人情報保護法制において、地方公共団体の保有する個人情報については条例により規律することとされているところであるが、総務省・個人情報保護委員会は、地方公共団体における条例改正の検討が円滑に進むよう、地方公共団体に対し丁寧に情報提供、相談対応することなどが必要である。

參考資料

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会開催要綱

1 目的

本検討会は、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正を踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられることから、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関して検討することを目的に検討会を開催する。

2 名称

本検討会は「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」と称する。

3 検討内容

- (1) 個人情報保護条例の見直しについての以下の項目
 - ① 基本的な考え方
 - ② 個人情報の定義の明確化
 - ③ 要配慮個人情報の取扱い
 - ④ 非識別加工情報の仕組みの導入
- (2) その他、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関し検討を要する事項

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員及びオブザーバーは、別添のとおりとする。
- (2) 本検討会に座長を1人置く。座長は構成員から選ぶものとする。
- (3) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長不在のときは座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じて構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 任期

構成員の任期は、就任を承諾した日から平成29年3月31日までとする。ただし、延長を妨げない。

6 議事等の公開

- (1) 本検討会で配付された資料については、次の場合を除き公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (2) 本検討会終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

7 事務局

本検討会の庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室において行うものとする。

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会 構成員名簿

【構成員】（敬称略、50音順）

伊藤 昭彦	東京都立川市行政管理部文書法政課長
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授（座長）
大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員・法務部長
岡村 久道	弁護士、国立情報学研究所客員教授
佐藤 一郎	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
田中 延広	東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長
野中 正人	山梨県富士川町政策秘書課長

（参考）オブザーバー

個人情報保護委員会事務局
 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室
 総務省情報流通行政局地方情報化推進室
 総務省統計局統計調査部調査企画課

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書概要

1. 背景

- ・情報通信技術の飛躍的な進展により、パーソナルデータの利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題になっている。
- ・個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等について、平成27年9月に個人情報保護法等改正法が、平成28年5月に行政機関個人情報保護法(行個法)等改正法が公布された。
- ・平成28年12月に官民データ活用推進基本法が公布・施行された。

2. 基本的な考え方

- ・個人情報保護法では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施すること等が規定されている。
- ・地方公共団体は、法改正の趣旨等を踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要である。

3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等

(1) 個人情報の定義の明確化

- ・指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。
- ・個人識別符号の定義については、行個法等と同じ定義にすることが適当である。
- ・行個法と同様に、照合の容易性を要件とはしないことが適当である。

(2) 要配慮個人情報の取扱い

- ・要配慮個人情報の定義を設け、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等(つづき)

(3) 非識別加工情報の仕組みの導入

- ・非識別加工情報の仕組みを導入することが適当である。また、非識別加工情報の定義、加工の基準等は行個法等と同等の内容であることが望ましい。
- ・加工等の基準を策定するときに、審議会等に諮問することが適当である。また、審議会等は非識別加工情報の取扱いについての調査等ができることとすることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿をホームページに掲載することが適当である。
- ・小規模団体に対して、総務省・個人情報保護委員会は積極的に技術的な支援を行うことが必要である。また、専門的知識を有する構成員の確保については、審議会等の共同設置などが解決策になり得る。

(非識別加工の仕組みの円滑な導入)

- ・都道府県、指定都市などが積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、他の地方公共団体を牽引していくことで、全体として円滑な導入が期待される。
- ・当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することや、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

(今後の課題)

- ・将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられる。

(参考) 検討会構成員

伊藤昭彦 東京都立川市行政管理部文書法政課長	佐藤一郎 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
宇賀克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授(座長)	田中延広 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長
大谷和子 株式会社日本総合研究所執行役員・法務部長	野中正人 山梨県富士川町政策秘書課長
岡村久道 弁護士、国立情報学研究所客員教授	【事務局：自治行政局 地域情報政策室】

非識別加工情報の活用意向等に関する調査結果

調査概要 ①

(1) 調査の目的

- 地方公共団体の条例改正の円滑な検討に資するよう、地方公共団体の保有する個人情報について、非識別加工情報の活用意向、具体的な活用例等を事業者に調査

(2-1) 非識別加工の対象ファイルの調査（地方公共団体調査）

- 調査対象：県・市それぞれ1団体（※団体名は伏せる前提）
- 調査内容：調査対象団体の保有する個人情報ファイルのうち、非識別加工の対象になると想定されるものを整理
- 主な作業内容
 - ✓ 同種の地方事務所等については1か所を選定
 - ✓ 類似する個人情報ファイルがある場合、主たるものを選定
 - ✓ 開示請求の場合に、部分開示もできない個人情報ファイルを除外
 - ✓ マニュアル処理のみの個人情報ファイルを除外
- 対象ファイル：82ファイル（県51ファイル、市31ファイル）

調査概要 ②

(2 - 2) 非識別加工情報の活用意向等の調査 (事業者調査)

- 調査対象：日本経済団体連合会 情報通信委員会 234企業・団体
- 調査期間：平成29年1月6日～27日
- 調査内容：対象ファイルの詳細（記録項目など）を示して、非識別加工情報としての活用意向及び具体的な活用例を調査

回答企業

産業分類	回答企業数
情報通信業	9
製造業	6
サービス業	3
その他	4
計	22

調査結果 — 非識別加工情報の活用意向 ①

回答企業の約6割が非識別加工情報の活用意向を持っている。

回答企業の活用意向

「活用したい」 + 「活用を検討したい」ファイル数	回答企業数
20～	5
1～19	8
0	9
計	22

調査結果 — 非識別加工情報の活用意向 ②

「活用したい」よりも「活用を検討したい」が多い。
ファイル数を考慮すると、県と市で活用意向に大きな差はない。

活用意向（県・市ごと）

	ファイル数	活用したい	活用を 検討したい	計
県	51	48	119	167
市	31	50	57	107
計	82	98	<u>176</u>	274

調査結果 — 非識別加工情報の活用意向 ③

福祉・保健分野と建設・都市整備分野の活用意向が強い。
ファイル数が少ない分野では、教育分野と税分野の活用意向が強い。

活用意向（分野ごと）

分野	活用したい	活用を 検討したい	計	【参考】 ファイル数
税	8	10	<u>18</u>	4
福祉・保健	45	53	<u>98</u>	29
建設・都市整備	26	53	<u>79</u>	19
環境	3	13	16	5
消防	2	28	30	15
教育	10	13	<u>23</u>	6
その他	4	6	10	4
計	98	176	274	82

調査結果 — 非識別加工情報の活用意向 ④

活用意向が強いファイル（県）

ファイル名	活用したい	活用を検討したい	計
介護保険指定事業者等管理システム	4	3	7
介護保険指定機関等管理システム	4	1	5
特別養護老人ホームの入所希望者名簿	2	3	5
建築行政共用データベースシステム	2	3	5
学力・学習状況調査結果ファイル	2	3	5
生徒在籍・成績管理システム（高校）	2	3	5
建設業許可台帳	1	4	5
土地・物件補償台帳	1	4	5

調査結果 — 非識別加工情報の活用意向 ⑤

活用意向が強いファイル（市）

ファイル名	活用したい	活用を検討したい	計
介護保険システム	3	4	7
災害要援護者ファイル	3	3	6
保育児童台帳情報ファイル	3	2	5
固定資産税（償却資産）課税情報ファイル	2	3	5
市・県民税課税情報ファイル	2	3	5
建築確認等処理台帳	2	3	5
住宅基本マスターファイル（市営住宅）	2	3	5
住宅個人マスターファイル（市営住宅）	2	3	5

調査結果 — 非識別加工情報の活用例 ①

福祉・保健分野と教育分野の活用例が多い。

活用例の回答件数（分野ごと）

分野	回答件数	【参考】 ファイル数
税	2	4
福祉・保健	20	29
建設・都市整備	5	19
環境	0	5
消防	2	15
教育	8	6
その他	6	4
計	43	82

調査結果 — 非識別加工情報の活用例 ②

ビジネス上の機密性が高いためか、活用例は公表不可が多い。

公表不可の件数

	回答件数
公表可	6
公表不可	37
計	43

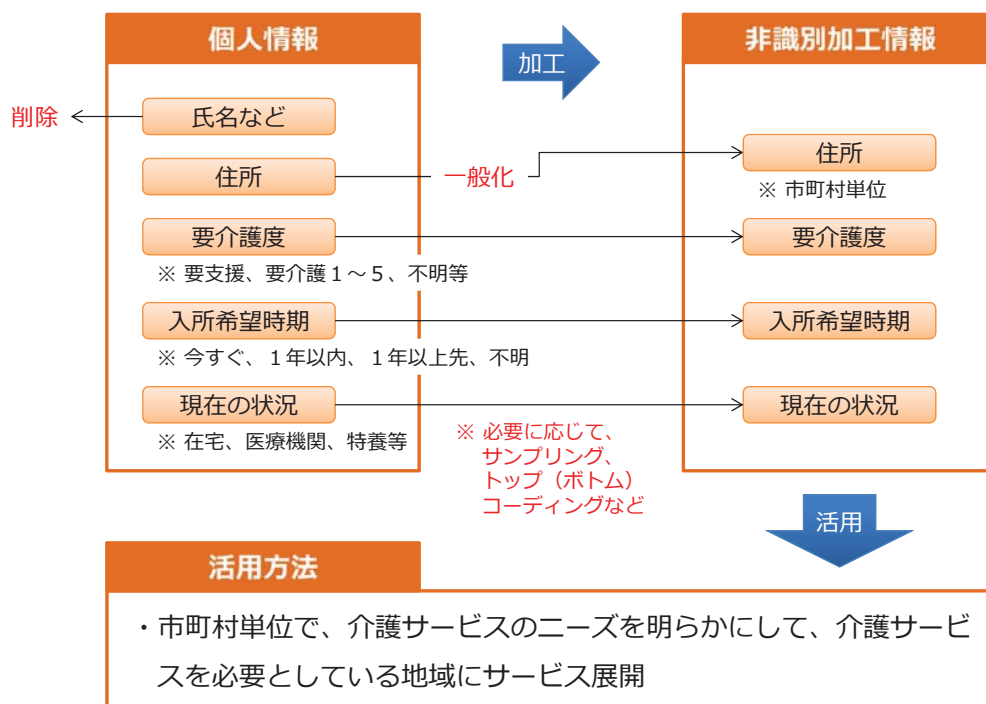
調査結果 — 非識別加工情報の活用例 ③

具体的な活用例

ファイル名	具体的な活用例
特別養護老人ホームの入所希望者名簿 (県)	地域における介護サービスへのニーズ分析
介護保険指定事業者等管理システム (県)	地域における介護事業者の現状分析
国保給付データベース (市)	性別・年齢別給付実績を新たな生命保険商品の研究・開発に活用
災害要援護者ファイル (市)	災害要援護者の地理空間的な可視化による防災計画や災害支援へ活用
介護保険システム (市)	地域における介護保険の現状分析
介護保険システム (市)	調剤薬局が立地する地域住民のデータを把握することで、効率的な設備投資や専門人材の配置が可能

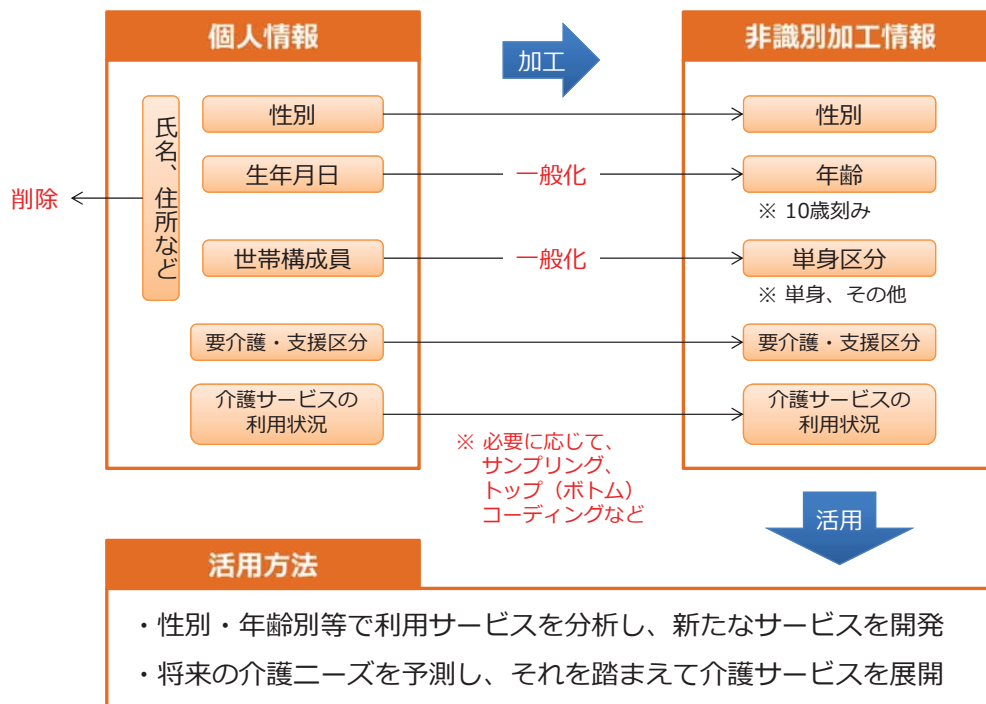
非識別加工情報の活用 (事業者からの提案) イメージ ①

特別養護老人ホームの入所希望者名簿 (県)



非識別加工情報の活用（事業者からの提案）イメージ ②

介護保険システム（市）



行政機関個人情報保護法等改正法関係資料

行政機関個人情報保護法等改正法（平成28年法律第51号）の概要

改正の背景

- ◇ 近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となる中、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関する情報）の利活用を適正に進めていくことは、官民を通じた重要な課題。
- ◇ 昨年の通常国会において、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、民間部門の個人情報について、個人情報保護法の改正が行われた。

国の行政機関及び独立行政法人等についても、
適切な規律の下にパーソナルデータの利活用に資する法改正を行う。

（※）地方公共団体における対応は、本改正の後。

基本的な考え方

- ① 民間部門についての個人情報保護法の改正では、パーソナルデータの利活用を推進するため、適切な規律の下での「匿名加工情報」（※）の仕組みを設けたところ、国の行政機関等についても、匿名加工情報（「非識別加工情報」）の仕組みを設けることとしつつ、国の行政機関等に係る法制度として必要な措置を講じる。（※）特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、その個人情報を復元できないようにしたもの
- ② 匿名加工情報の利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえつつ、国民の信頼を確保するための規律を整備することとし、利活用の促進と個人の権利利益の保護の調和のとれた制度を構築する。
- ③ その他、個人情報保護法の改正事項である個人情報の定義の明確化や個人情報保護の強化を盛り込む。

改正の内容

1 国の行政機関等における匿名加工情報制度の導入

- 特定の個人が分からないように加工された匿名加工情報の定義を規定(非識別加工情報)
- 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報を作成・提供
- 匿名加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める(個人情報の存在を明らかにする個人情報ファイル簿が公表されているもの等)
- 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- 匿名加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備

2 個人情報保護委員会への一元化

- 匿名加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

3 その他

※ 次頁参照

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、以下の措置を講じる。
 - ・ 個人情報の定義の明確化(個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等))
 - ・ 要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

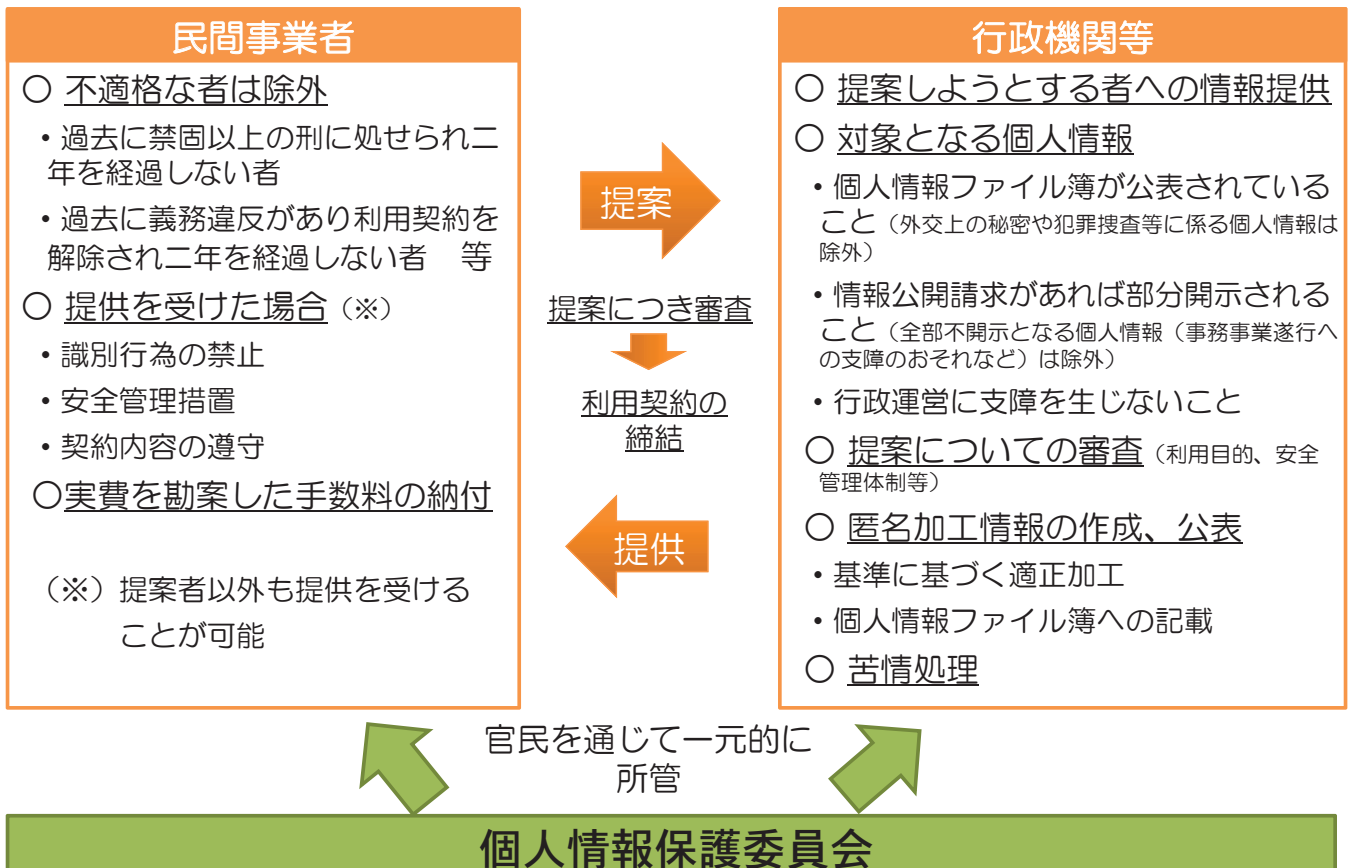
改正対象法律

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法等

施行期日

平成29年5月30日(改正個人情報保護法の全面施行日と同日)

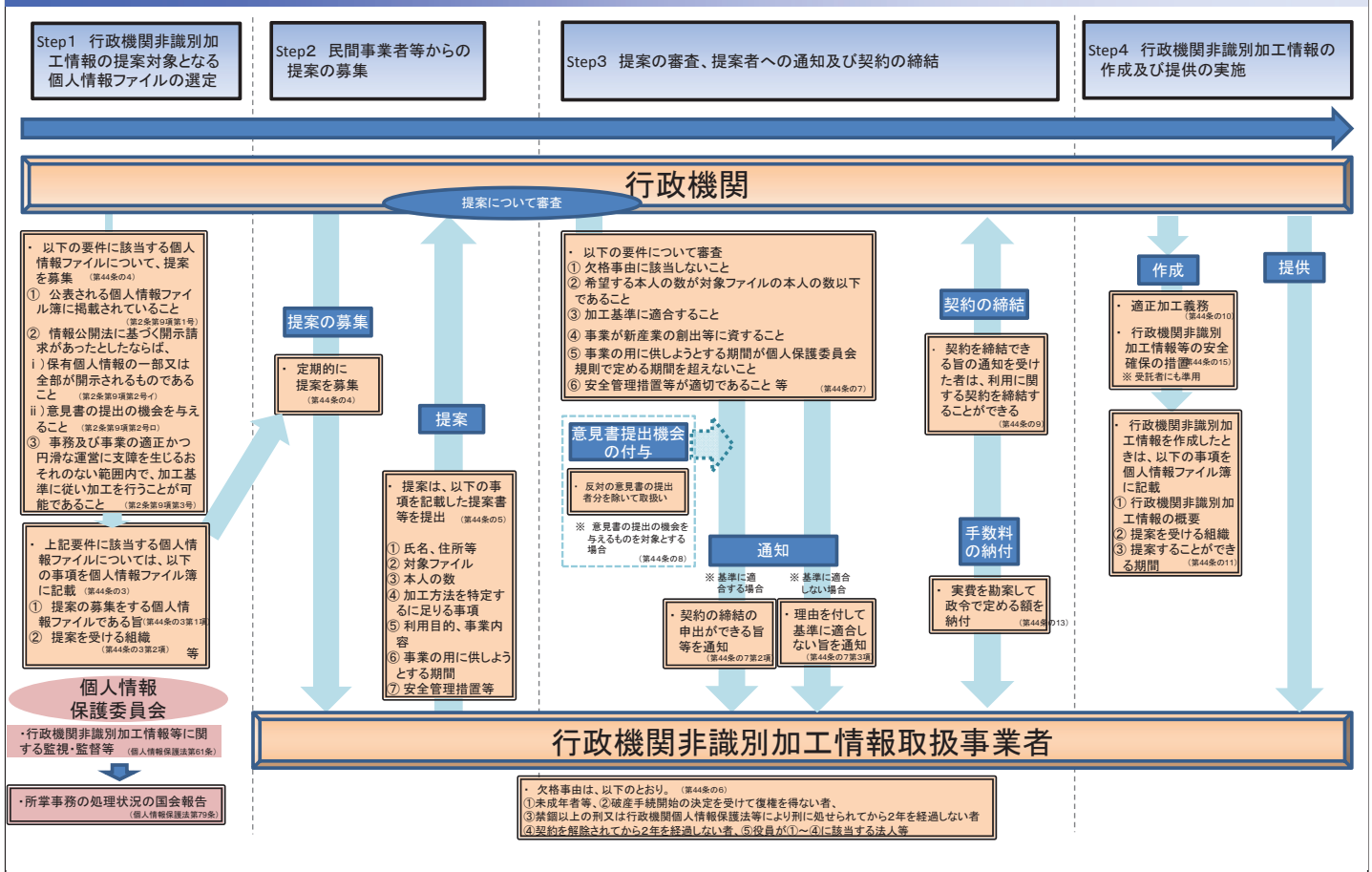
匿名加工情報の作成・提供の仕組み



匿名加工情報の適正な取扱いを確保するための規律

行政機関等	民間事業者
<p>(提案募集)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象となる個人情報の範囲を適切に設定 ○提案者の利用目的や安全管理体制を審査 	<p>(提案募集)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提案者から不適格な者を排除 ○提案に当たって利用目的や安全管理体制を明示
<p>(作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護委員会規則に基づき適正に匿名加工、情報漏えい防止の安全確保措置 ○匿名加工情報に係る情報の公表 	<p>(作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提供を受けた匿名加工情報について安全管理や適正取扱いの措置、公表
<p>(職員に対する規律)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○匿名加工情報等の不当な目的での利用禁止 ○個人の秘密に属する事項の不正提供等に係る罰則 	<p>(提供を受けた際の規律)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提供を受けた匿名加工情報について識別行為の禁止 ○利用契約の遵守(義務違反の場合は契約解除。提案の不適格者に)
<p>(委員会による関与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護委員会による関与(報告・資料・説明要求、実地調査、指導助言、勧告) 	<p>(委員会による関与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護委員会による関与(報告・資料要求、立入検査、指導助言、勧告・命令)

行政機関非識別加工情報の作成、提供の流れ



行政機関個人情報保護法関係2政令の概要

行政機関個人情報保護法等改正法（平成28年5月に成立）の施行に伴い、行政機関個人情報保護法施行令その他関係政令の改正を行うとともに、必要な経過措置等を設ける。

行政機関個人情報保護法等改正法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

○「個人識別符号」の定義（改正個人情報保護法施行令と同内容）

改正法において、個人情報の定義の明確化を図るため、その情報単体でも個人情報に該当することとした「個人識別符号」の具体的な内容を政令で規定。

- ① DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ② 旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号 等

○「要配慮個人情報」の定義（改正個人情報保護法施行令と同内容）

改正法において、人種、信条、病歴、犯罪の経歴等に該当する情報を「要配慮個人情報」と定義。その他の「要配慮個人情報」に該当する情報を政令で規定。

- ①「病歴」に準ずるもの
心身の機能の障害、健康診断の結果、診療・調剤情報 等
- ②「犯罪の経歴」に準ずるもの
刑事事件手続・少年保護事件手続を受けた事実

○行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料

- ・21,000円（受付、審査、通知に要する事務費用）
- + 行政機関非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- +（作成を外部委託する場合は、）受託者に対して支払う額

行政機関個人情報保護法等改正法の施行期日を定める政令

- 平成29年5月30日（改正個人情報保護法の全面施行日と同日）

行政機関等非識別加工情報に関する委員会規則及びガイドラインについて

1. 個人情報保護委員会規則

○行政機関等個人情報保護法に基づき、行政機関等非識別加工情報に関する個人情報保護委員会規則として下記について規定することとする。

行政機関等個人情報保護法	主な事項	主な内容
1 非識別加工情報の定義 (法第2条第8項)	➢ 非識別加工情報と照合する他の情報から除かれる情報	・非識別加工情報の作成に用いる個人情報を除かれる情報とする
2 ① 提案の募集 (法第44条の4)	➢ 行政機関等による募集の方法	・募集の期間や募集の具体的方法等
② 提案の方法 (法第44条の5第2項及び第3項)	➢ 提案の提出方法	・提案書面への記載事項や添付書類等
③ 提案の審査基準 (法第44条の7第1項)	➢ 行政機関等非識別加工情報に含まれる本人の数の下限(第2号) ➢ 加工の方法(基準)等(第3号) ➢ 行政機関等非識別加工情報の利用期間(第5号)	・行政機関等非識別加工情報がその用に供される事業内容や欠格事由など法律で明確化されている事項以外に必要なとなる具体的な審査基準等
④ 審査結果の通知、 契約の締結等 (法第44条7第2項及び第3項、 法第44条の9)	➢ 提案の審査結果の通知や契約の締結等に関する手続	・手続きに必要な様式等
3 行政機関等非識別加工情報の作成 (法第44条の10)	➢ 行政機関等非識別加工情報を作成するための加工基準	・特定の個人を識別することができず、かつ、保有個人情報を復元することができないようにするための加工基準
4 安全確保の措置 (法第44条の15)	➢ 行政機関等非識別加工情報等の適切な管理に必要な措置	・削除情報や加工に関する情報等の漏えい防止等の措置の基準

2. 行政機関等非識別加工情報に関するガイドライン

○個人情報保護委員会規則のうち非識別加工情報に関する加工基準及び安全確保の措置等に関する考え方を示すこととする。

○行政機関等非識別加工情報の加工基準及び安全確保の措置等については、**個人情報保護委員会ガイドライン(匿名加工情報編)**に準拠することとする。



個人情報保護法等改正法関係資料

目次

1. 個人情報保護法の改正
2. 個人情報保護法の施行に向けた動き
 - (1) 個人情報保護委員会
 - (2) 改正と政令等のポイント

1. 個人情報保護法の改正

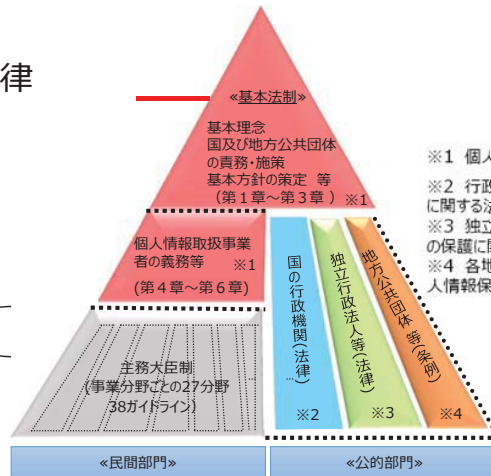


個人情報保護制度の体系

3

個人情報の保護に関する法律
(個人情報保護法) ※1

事業等を所管する各省庁において、審議会の議論等を経て、27分野について38のガイドラインを策定



- ※1 個人情報の保護に関する法律
- ※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁
医療（一般）	厚生労働省	放送	総務省	雇用管理（一般）	厚生労働省	福祉	厚生労働省
医療（研究）	文部科学省	郵便	総務省	雇用管理（船員）	国土交通省	国土交通	国土交通省
	厚生労働省			職業紹介等（一般）	厚生労働省	環境	環境省
	経済産業省	職業紹介等（船員）	国土交通省	防衛	防衛省		
	文部科学省	経済産業	経済産業省	労働者派遣（一般）	厚生労働省		
	厚生労働省	警察	国家公安委員会	労働者派遣（船員）	国土交通省		
金融	金融庁	法務	法務省	労働組合	厚生労働省		
信用	経済産業省	外務	外務省	企業年金	厚生労働省		
電気通信	総務省	財務	財務省	農林水産	農林水産省		
		文部科学	文部科学省				

個人情報保護法は、個人の権利利益保護と個人情報の有用性のバランスを図るため、個人情報を取扱う事業者の取得・利用・提供等個人情報に関する一切の行為について遵守すべき義務及び行政の監視・監督権限を定めること等により、個人情報の適正な取り扱いを確保するものである。

○ 定義

・ 個人情報の定義 (§2)

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

・ 個人情報取扱事業者 (§2)

その取扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者（過去6か月以内のいずれの日においても5000を超えない者）

○ 利用目的に関する規律

・ 個人情報の利用目的の特定 (§15)、目的外利用の禁止 (§16)

個人情報を取扱うに当たっては、利用目的をできるだけ特定し、原則として、あらかじめ本人同意を得ないで、その目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱ってはならない。

・ 適正な取得 (§17)、取得時の利用目的の通知等 (§18)

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならず、取得時は本人へ速やかに利用目的を通知又は公表しなければならない。また、本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。

○ 第三者提供の制限

・ 第三者提供の制限 (§23)

あらかじめ本人の同意を得ないで本人以外の者にデータを提供してはならない（ただし、例外規定あり）。
※委託、事業承継及び共同利用の場合は相手方は第三者に該当しない。

○ 事故防止のための措置

・ データ内容の正確性の確保 (§19)

データは正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

・ 安全管理措置 (§20)、従業者・委託先の監督 (§21-22)

データの漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な技術的・組織的な保護措置を講じなければならない。また安全にデータ管理するため、従業者や委託先へ必要・適切な監督を行わなければならない。

○ 本人の求めに応じる義務

・ 利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等 (§24-27)

一定のデータについて、利用目的等を本人の知りうる状態に置き、本人からの求めに応じてデータを開示、内容に誤りのあるときは訂正等、法律上の義務に違反する取扱いについては利用停止等を行わなければならない。

○ 苦情処理 (§31)・主務大臣の助言 (§33)、勧告及び命令 (§34) 等による不適正な個人情報の取扱いの是正

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

環境の変化

情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

個人情報保護法の改正の概要①

1. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

個人情報保護委員会

(H28.1.1施行時点)
第50条～第65条
(全面施行時点)
第40条～第44条、
第59条～第74条

内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（番号法の特定期間個人情報保護委員会を改組）し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。（なお、報告徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。）

2. 個人情報の定義の明確化

個人情報の定義の明確化

第2条第1項、第2項

特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する。

要配慮個人情報

第2条第3項

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止。

3. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

匿名加工情報

第2条第9項、第10項、
第36条～第39条

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。

個人情報保護指針

第53条

個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。

4. 個人情報の取扱いのグローバル化

<p>国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供 第75条、第78条</p>	<p>日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。</p>
<p>外国事業者への第三者提供 第24条</p>	<p>個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により外国への第三者提供が可能。</p>

5. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

<p>トレーサビリティの確保 第25条、第26条</p>	<p>受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。</p>
<p>データベース提供罪 第83条</p>	<p>個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。</p>

6. その他改正事項

<p>オプトアウト規定の厳格化 第23条第2項～第4項</p>	<p>オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。</p>
<p>利用目的の制限の緩和 第15条第2項</p>	<p>個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。</p>
<p>小規模取扱事業者への対応 第2条第5項</p>	<p>取り扱う個人情報が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以下の取扱事業者へも本法を適用。</p>

2.個人情報保護法の施行に向けた動き

(1) 個人情報保護委員会

(2) 改正と政令等のポイント



沿革

- 平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)
- 平成28年1月1日 個人情報保護委員会 設置
(特定個人情報保護委員会から改組)
(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

所掌事務 (平成28年8月時点)

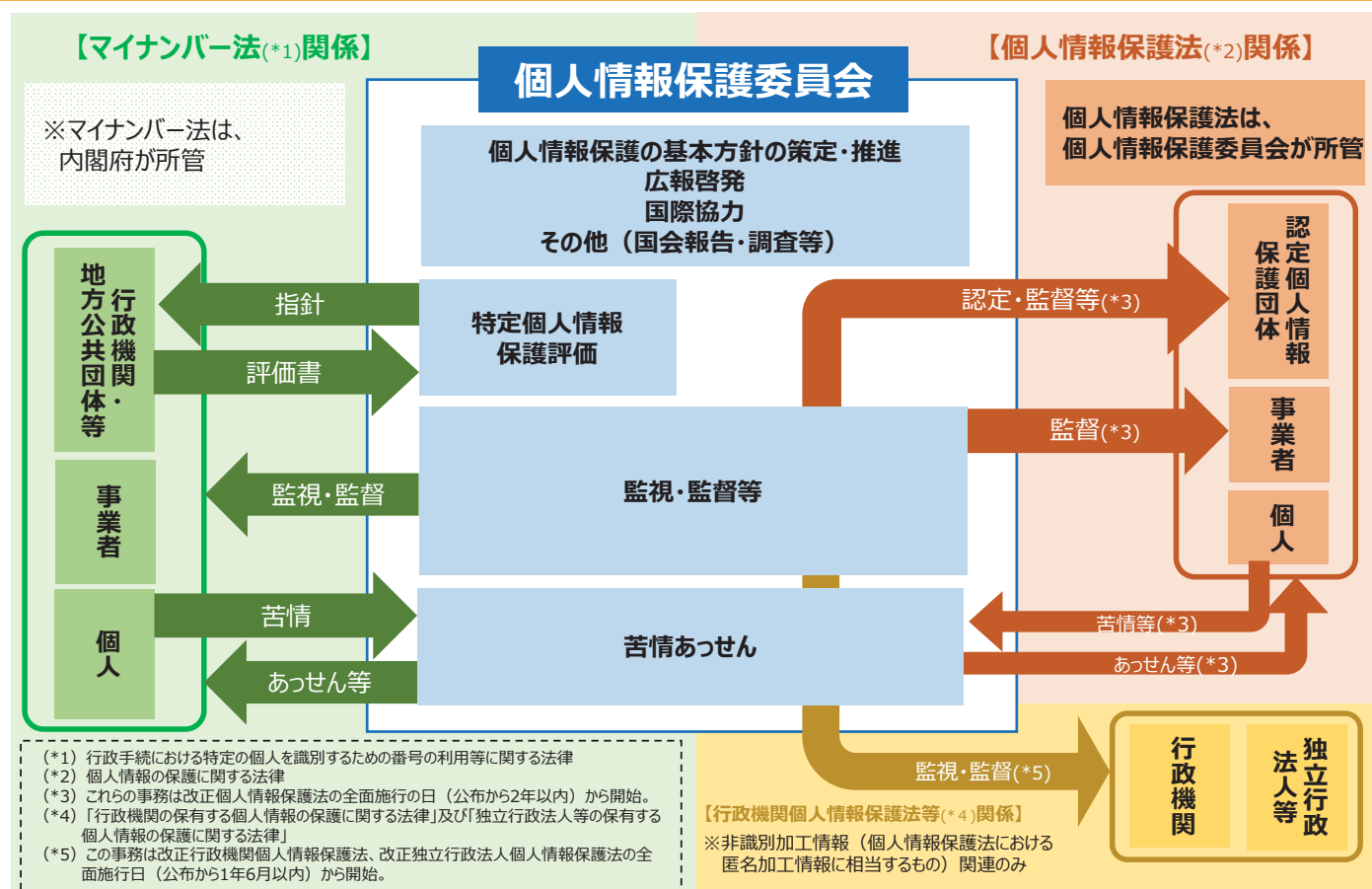
- (1) マイナンバー制度に関する事務 (監視・監督、特定個人情報保護評価)
- (2) 個人情報保護法に関する事務 (個人情報保護法を所管)
※改正個人情報保護法の全面施行後は、同法に基づく監視・監督業務が追加。
- (3) 上記(1)、(2)に共通する事務 (広報・啓発、国際協力等)

組織

- 委員長1名・委員8名(合計9名)の合議制(行政委員会)
- 委員長・委員は独立して職権を行使(任期5年)
- 委員会事務局の職員数: 97名(平成28年8月1日現在)



個人情報保護委員会の所掌事務



2.個人情報保護法の施行に向けた動き

(1) 個人情報保護委員会

(2) 改正と政令等のポイント



個人情報保護法の改正と政令等のポイント①

13

1. 個人識別符号

- 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化
 - ・身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号（顔認識データ、指紋認識データ）
 - ・対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー）

○政令・委員会規則で以下の番号・符号を個人識別符号と規定。

- ① DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機のために変換した符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
- ② 公的な番号（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の被保険者番号等）



旅券番号



運転免許証番号



マイナンバー



顔認識データ



指紋認識データ

2. 要配慮個人情報の規定の新設

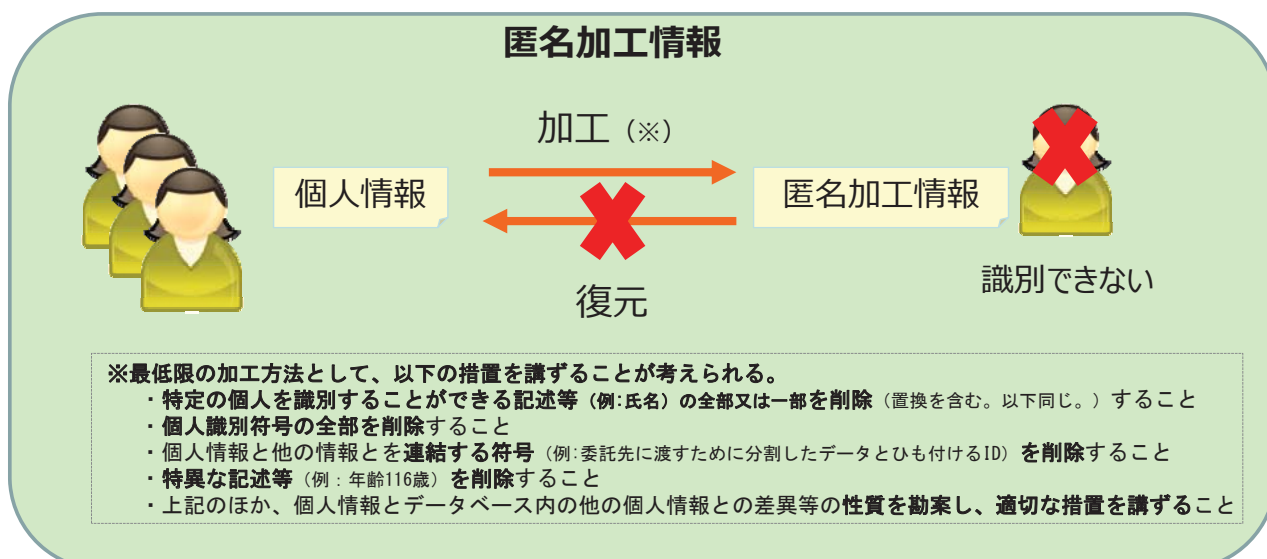
- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化。
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
 - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

○政令で以下の記述等を含む個人情報を要配慮個人情報と規定。

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

3. 匿名加工情報の規定の新設

- 匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進



4. 小規模事業者への配慮

- 取り扱う個人情報の数が5000人分以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
- 改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定

○ガイドラインにおいて、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とともに、小規模の事業者の特例的な対応（手法の例示を含む。）を記載。

○なお、ガイドラインにおける「安全管理措置」の内容（特例含む。）は、原則、番号法ガイドラインに準じるものとするが、番号法固有の観点から講じることとされている措置に関する記載等は、適切に見直し。

（例）・組織的安全管理措置の「取扱状況等の記録」に関する記載

・物理的安全管理措置の「区域の管理」に関する記載 等



個人情報の保護に関する基本方針の見直し

1. 基本方針とは

- 個人情報保護法第7条第1項の規定に基づき政府が策定する、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るための方針（平成16年4月2日閣議決定）。
- 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向を示すとともに、国、地方公共団体、独立行政法人等及び個人情報取扱事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定める。

2. 基本方針の見直し

- 改正法の全面施行に伴い、個人情報及び情報セキュリティをめぐる状況の変化や国際的な政策の方向性、監督権限の一元化等を踏まえ、全面的な見直しを実施（平成28年10月28日閣議決定）。

3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報の保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力をを行うものとする。

(2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

① 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方

個人情報保護の推進において、住民・事業者に身近な行政を担う地方公共団体の役割は重要であり、法では、区域内の実情に応じて、住民・事業者への支援や苦情の処理のあっせん等に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。（略）

また、個人情報の取扱いに係る事業者と本人の間のルールについて、地方公共団体の取組は、区域の特性に応じた措置として重要であるが、その運用は、法及び個人情報保護委員会のガイドライン等との整合性に配慮する必要がある。また、地方公共団体はその実情に応じて講じようとする措置については、事業者等の活動が、全国等の広域にわたることがあり得ることを考慮し、他の地方公共団体との連携に留意するとともに、特に、事業者等に新たな義務を課すこととなる場合には、当該地方公共団体の区域の特性と条例・規則の内容等を十分説明し、理解を求めていくことが重要である。

	2015年(H27年) 下半期	2016年(H28年) 上半期	2016年 下半期	2017年(H29年) 上半期
国会関係	同意人事			
施行準備	改正個人情報保護法成立 内閣官房 政令案の検討等	個人情報保護委員会設置 委員会規則・ガイドライン等の策定	周知広報	
法執行	消費者庁 主務大臣 現行法の所管	現行法に基づく監督	改正法の所管	改正個人情報保護法全面施行(権限一元化) 改正法に基づく監督
	H27.9.9公布	H28.1.1設置		H29.5.30

(参考) 参照条文

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第3節 地方公共団体の施策

（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

（区域内の事業者等への支援）

第12条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第13条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



匿名加工情報関係資料

改正個人情報保護法のポイント

1

- **ビッグデータの利活用の推進等**のため、平成27年9月に**匿名加工情報制度**を導入する改正個人情報保護法が成立（平成29年5月30日施行予定）。
- 改正法に基づく**政令・規則を公布**（平成28年10月5日）、**ガイドラインを公表**（11月30日）。

主な内容と改正のポイント

1. 定義

(1) 「個人情報」

- ・特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができるものを含む。）
- ・利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。**【改正】**

(2) 「要配慮個人情報」**【改正】**

- ・本人の人種、信条、病歴等本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報
- ・取得について、原則として本人同意を得ることを義務化。

2. 個人情報の取扱いに関する規律

(1) 個人情報は、利用目的を定めて、その範囲内で利用すること

どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければならない。また、特定した目的は、本人に通知、又は公表することが必要。

(2) 情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること

紙の顧客台帳はカギのかかる引き出しで保管したり、パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定したりする等の安全管理のための措置をとることが必要。

(3) 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること

- ・例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合等には、本人の同意を得る必要なし。
- ・オプトアウト(※) 規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。**【改正】**

(※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。)

- ・個人データの第三者提供に係る確認・記録作成等を義務化。**【改正】**

(4) 本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

(5) 個人情報の取扱いに関する苦情にきちんと対応すること

3. ビッグデータを利活用するための制度の導入**【改正】**

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設。

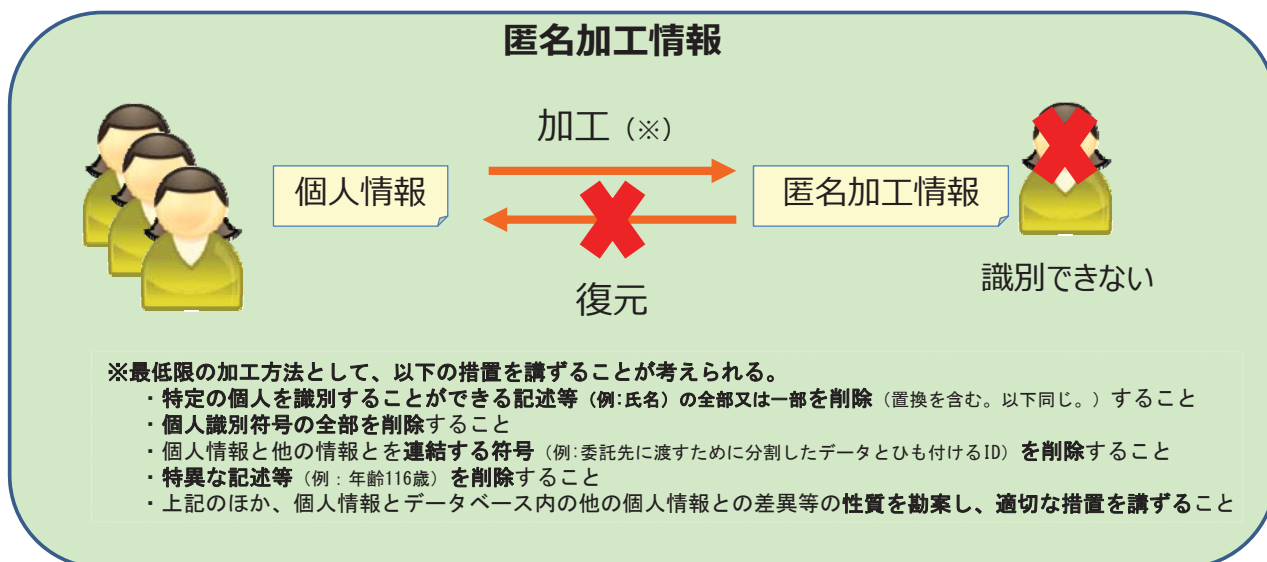
基準に従った適正な加工や作成・提供時の公表等の規律の下、目的外利用や第三者提供を行う際に求められる本人の同意を不要とし、自由な流通・利活用を促進。

4. 監督

個人情報保護委員会を設置し、個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。**【改正】**

■ 匿名加工情報の規定の新設

- 匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進



匿名加工情報の加工基準の概要

■ 匿名加工情報の作成

- 匿名加工情報を作成するためには、個人情報保護委員会が定めた匿名加工情報の作成に関する基準に従って、適切な加工を行う必要
- 委員会が定める基準は最低限の加工方法であり、データの特性やビジネスの様態などを踏まえた具体的な加工方法については認定個人情報保護団体や業界団体などの自主ルールにおいて適切に定められることを期待

匿名加工情報の作成に関する基準

- ① 特定の個人を識別することができる記述等(例:氏名)の全部又は一部を削除(置換を含む。以下同じ。)すること
- ② 個人識別符号(例:マイナンバー、運転免許証番号)の全部を削除すること
- ③ 個人情報と他の情報とを連結する符号(例:委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID)を削除すること
- ④ 特異な記述等(例:年齢116歳)を削除すること
- ⑤ 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

(1) 特定の個人を識別することができる記述等の削除

- 氏名、住所、生年月日、性別など特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換えることによって、特定の個人を識別することができないよう加工

想定される加工の事例

【事例1】

氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の1から3までの措置を講ずる。

- 1) 氏名を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
- 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

【事例2】

会員ID、氏名、住所、電話番号が含まれる個人情報を加工する場合に次の1、2の措置を講ずる。

- 1) 会員ID、氏名、電話番号を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

(2) 個人識別符号の削除

- 個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないよう加工

(参考) 個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして個人情報保護法施行令(平成15年政令第507号)で定めるもので、次のとおり。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
生体情報(DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋)をデジタルデータに変換したもののうち、特定の個人を識別するに足りるものとして規則で定める基準に適合するもの
- (2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号
旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号

(3) 情報を相互に連結する符号の削除

- 安全管理の観点から取得した個人情報を分散管理等しようとするために付されるID等は削除又は他の符号への置き換える必要
- 分散管理等のために附番されたIDのほか、電話番号やメールアドレス等をID代わりに利用している場合についても削除等の措置が必要

想定される加工の事例

【事例1】

サービス会員の情報について、氏名等の基本的な情報と購買履歴を分散管理し、それらを管理用IDを付すことにより連結している場合、その管理用IDを削除する。

【事例2】

委託先へ個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用IDを付すことにより元の個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用IDを仮IDに置き換える。

(4) 特異な記述等の削除

- 珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等を削除又は他の記述等への置き換える必要
- 「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しない

想定される加工の事例

【事例1】

症例数の極めて少ない病歴を削除する。

【事例2】

年齢が「116歳」という情報を「90歳以上」に置き換える。

(5) 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置

- 上述の加工を施した情報であっても、個人情報データベース等の性質により、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の個人情報を復元できる状態のままである場合にはさらに加工が必要

想定される加工の事例

【事例1】

移動履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報(経度・緯度情報)が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。

【事例2】

ある小売店の購買履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、当該小売店での購入者が極めて限定されている商品の購買履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な商品情報(品番・色)を一般的な商品カテゴリーに置き換える。

【事例3】

小学校の身体検査の情報を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、ある児童の身長が170cmという他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が150cm以上の情報について「150cm以上」という情報に置き換える。

匿名加工情報に関する事務局レポートについて

○ 匿名加工情報に関する事務局レポートを公表 (平成29年2月27日)

- 認定個人情報保護団体及び事業者団体等が匿名加工情報の作成に関する自主的なルールを検討したり、民間事業者が実際に匿名加工情報を作成したりする際に参考となる事項、考え方を示すもの。

事務局レポートの主な内容

○匿名加工情報とは

匿名加工情報の定義や匿名加工情報を取り扱う上での制約(取扱いのルール)などについて詳細に解説。

○匿名加工情報への加工

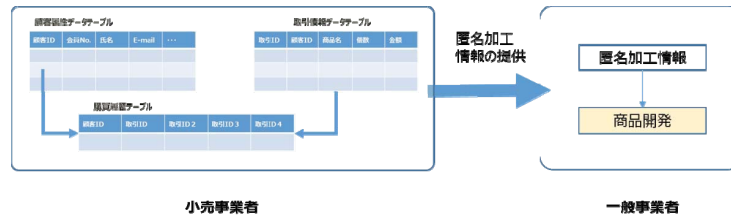
- ・匿名加工情報の加工基準に規定する措置の具体的な手法詳細に解説するほか、作成する際に検討することが望ましい事項について記載。
- ・個人属性情報(氏名、住所など)と履歴情報(購買履歴など)に区分し、情報の項目ごとに想定されるリスク及び基本的な考え方に沿った一般的な加工例を参考提示。

○匿名加工情報のユースケースと加工例

想定され得るユースケースを念頭に、購買履歴、乗降履歴、移動履歴及び電力利用履歴の事例について、それぞれ情報の項目に応じて考慮すべき事項とリスクに対応した具体的な加工方法について紹介。

○ 購買履歴 (ID-POS) の事例

- 小売事業者が保有する購買履歴(ID-POSデータ)を加工して、一般事業者に提供。
- 提供を受けた事業者は、匿名加工情報に含まれる消費者属性と購買傾向を新商品開発に利用。



項目	加工例
① 会員ID	仮IDに置き換え
② 氏名	削除
③ 生年月日	年代に置き換え
④ 性別	加工無し
⑤ 住所	居住エリアに置き換え
⑥ 電話番号	削除
⑦ 購入店舗	加工無し
⑧ 購入商品	希少商品の情報は削除

顧客属性テーブル

① 会員ID	② 氏名	③ 生年月日	④ 性別	⑤ 住所	⑥ 電話番号
224523	田中 一郎	1972L4J14H	男	神奈川県横浜市西区京見町 X-X-X	045-222-XXXX

購買履歴 (顧客別) テーブル

会員ID	取引ID	日時	店舗ID	⑦ 店舗名	担当者ID	商品ID	⑧ 商品名	数量	金額	...
224523	10032	2016/8/2 18:25	KN013	みんとみん店	101	151	午後のミルク コーヒー	1	150	...
224523	10222	2016/8/5	KN043	横浜駅前店	017	342	フレッシュシャ ツ (組)	1	8980	...
224523

顧客属性テーブル

① 仮ID	③ 年代	④ 性別	⑤ 居住エリア
12fa7d1	40代	男	神奈川県横浜市

購買履歴 (顧客別) テーブル

仮ID	日時	⑦ 店舗名	⑧ 商品名	数量	金額	...
12fa7d1	2016/8/2 18:25	みんとみん店	午後のミルク コーヒー	1	150	...
12fa7d1	2016/8/5	横浜駅前店	フレッシュシャ ツ (組)	1	8980	...
12fa7d1

○ 移動履歴の事例

- 自動車会社が車載通信機を介して取得する位置情報を加工して、一般事業者(小売業)に提供。
- 提供を受けた事業者は、匿名加工情報に含まれる消費者属性や移動履歴を店舗出店計画に活用。



項目	加工例
① 氏名	削除
② 性別	加工無し
③ 生年月日	年代に置き換え
④ 電話番号	削除
⑤ 住所	居住エリアに置き換え
⑥ 車種名	車両カテゴリに置き換え
⑦ 車両識別番号	削除
⑧ 緯度・経度	各移動履歴の始点・終点 (数分間)を削除

① 氏名 ② 性別 ③ 生年月日 ④ 電話番号 ⑤ 住所 ⑥ 車種 ⑦ 車両識別No.

加藤 りえ	女	1983年12月9日	090-4444-YYYY	東京都千代田区両国 Y-Y-Y	バイク	8L3JHE4K1
-------	---	------------	---------------	-----------------	-----	-----------



② 性別 ③ 年代 ⑤ 居住エリア ⑥ 車両タイプ

女	30代	東京都千代田区	コンパクト
---	-----	---------	-------

